

総務省定員規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正理由

令和4年度定員査定結果及び行政機関職員定員令（昭和44年政令第121号）の一部改正を踏まえ、総務省定員規則（平成13年総務省令第4号）の一部を改正する。

2 改正内容

（本省及び消防庁の定員）

区分	改正前（A）	改正後（B）	増減（B-A）
本省	4,513人	4,523人（注）	10人
消防庁	174人	174人	
合計	4,687人	4,697人	10人

注）令和4年9月30日までの間は4,552名とする（調整定員29名を含む。）。

消防庁は改正なし

3 公布日

令和4年3月25日

4 施行期日

令和4年4月1日

参照条文

行政機関職員定員令（昭和 44 年政令第 121 号）（抄）

第二条 内閣の各機関別の定員は、前条第一項に規定する内閣の機関の定員の範囲内において、内閣総理大臣が定める。

2 各省の本省及び各外局（総務省にあつては、公害等調整委員会を除く。）別の定員は、前条第一項に規定する当該省の定員（総務省にあつては、同項に規定する総務省の定員から同条第三項に規定する公害等調整委員会の定員を除いた定員とする。）の範囲内において、それぞれ省令で定める。